

別紙様式3（一般競争入札）

令和7年度 東北森林管理局 測量・建設コンサルタント等業務契約状況

令和7年 6月16日

支出負担行為担当官
東北森林管理局長 大政 康史

業務名		履行場所		業務区分	業務概要	入札方式
令和7年度山地災害危険地区調査業務 (岩手県・宮城県)		岩手県内及び宮城県内の東北森林管理局所管の 国有林		建設コンサルタント	山地災害危険地区調査業務	一般競争入札 総合評価落札方式
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日		契約相手方の商号又は名称及び住所		
54,330,000円	43,730,700円	令和7年6月12日		岩手県盛岡市南仙北二丁目3番35号 北光コンサル株式会社		
契約金額(税抜き)	業務着手の時期	業務完了の時期				
43,850,000円	令和7年6月	令和8年1月				

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札執行調書」(別添2)のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「業務積算内訳書」(別添3)のとおり

入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和 7 年 4 月 25 日

支出負担行為担当官

東北森林管理局長 大政 康史

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和 7 年度山地災害危険地区調査業務(岩手県・宮城県)
- (2) 履行場所 岩手県内及び宮城県内の東北森林管理局所管の国有林
- (3) 業務内容 山地災害危険地区調査業務
- (4) 履行期限 契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 9 日まで
- (5) 本業務は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
- (6) 本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。
- (7) 本業務は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 85 条の規定に基づく調達基準価格又は業務の品質確保の観点から東北森林管理局長が定める価格(以下「品質確保基準価格」という。)を設定する対象業務である。
- (8) 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、「履行確実性」の評価を行う対象業務である。
- (9) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2 競争参加資格要件等

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 入札時において有効な東北森林管理局における「建設コンサルタント業務」の「森林土木」に係る A 等級又は B 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。
なお、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 東北森林管理局管内に本店・支店又は営業所を有する者であり、対象営業区域を岩手県及び宮城県として登録していること。
- (5) 平成 22 年 4 月 1 日以降元請けとして、以下に示す同種業務を実施した実績を有すること(設計共同体(「建

設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」(平成 11 年 3 月 25 日付け 11 経第 718 号大臣官房経理課長通知)及び「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについての廃止後の対応について」(平成 25 年 3 月 26 日付け 24 国管第 159 号林野庁長官通知)に基づく設計共同体をいう。以下同じ。)の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。))。

なお、各森林管理局・署等が発注した国有林野事業における建設工事に係る調査、測量及び設計の請負業務(測量・建設コンサルタント等資格に基づくものに限る。以下「調査等業務」という。)の実績を有する者において、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」(平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林国管第 106 号林野庁長官通知)第 6 に規定する業務成績評定結果の通知を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

設計共同体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす業務実績を有すること。

同種の業務：治山関係事業における工事の測量設計業務

(6) 本業務の実施にあたり、管理技術者及び照査技術者を配置できること。

なお、管理技術者にあっては次のア及びイいずれの基準も満たす者とし、照査技術者にあっては次のアの基準を満たす者とする。

ア 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 32 条に規定する技術士の登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けた者、又は当該調査等の関する専門的な知識及び技術を有し、その実務経験が通算 2 ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。

(ア) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(同法第 69 条の 2 に規定する大学(以下「短期大学」という。)を除く。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上である者

(イ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上である者

(ウ) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を卒業した者又はこれと同等の資格を有する者のうち、林業又は土木の知識及び技術を有している者であって、卒業(上記学校の卒業と同等程度以上の資格を取得した場合を含む。)後、森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上である者

(エ) 社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けた者又はこれと同等の能力を有する者(社団法人建設コンサルタンツ協会が行うシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)の登録(森林土木部門の登録に限る。))であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上である者

イ 平成 22 年 4 月 1 日以降に、上記(5)に掲げる業務において管理技術者、照査技術者、担当技術者として経験を有する者。ただし、各森林管理局・署等が発注した調査等業務であって、かつ、業務成績評定を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

(7) 競争参加資格確認申請書(競争参加資格確認資料を含む。以下「申請書」という。)及び技術提案書(以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

(9) 当該業務の実施計画に係る技術提案書等が適正であること。

なお、その記載内容が適正でない(未記載を含む)場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

(10) 各森林管理局・署等が発注した調査等業務にあつては、次のすべての事項を満たしていること。

ア 令和5年度から令和6年度の過去2年度に完成・引渡しが完了した調査等業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定点合計の平均が60点未満でないこと。

イ 令和6年4月1日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡しが完了した調査等業務がある場合においては、当該業務成績評定点が60点未満でないこと。

ウ 設計共同体にあつては、当該設計共同体の実績及び業務成績評定点とし、当該設計共同体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。

(11) 当該業務の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法で交付を受けていない者は入札参加を認めない。

(12) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成20年3月31日付け19東経第178号東北森林管理局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む)に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

(2) 技術提案書等の提出期間、提出先及び方法

技術提案書等は、電子入札システムにより提出すること。郵送又はFAXによるものは受け付けない。

ただし、電子入札システムによりがたい者で発注者の承諾を得た場合は、下記イの場所へ2部持参すること。

ア 提出期間

令和7年4月28日(月)から令和7年5月13日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。))を除く。)の午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 提出先

〒010-8550 秋田県秋田市中通5丁目9番16号

東北森林管理局 計画保全部 治山課 調査係

電話：018-836-2254

メールアドレス t_chisan@maff.go.jp

なお、詳細は入札説明書による。

(3) 技術提案書等は、入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の方法等

ア 技術等に対する得点は、各評価項目との評価点とし、最大60点を付与する。

ただし、設定した評価項目の最高得点の合計が 60 点とならない場合は、採点結果得点 60 点満点に換算する。

よって、技術点の最大が 63 点であることから、得られた技術点に $60/63$ を乗じた数値を技術点として与える。

イ 入札価格に対する得点は、入札価格を予定価格で除して得た数値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分(30 点)を乗じて得た値とする。

入札価格に対する得点＝配分点(30 点)×(1－入札価格／予定価格)

ウ 総合評価は、入札参加者に係る上記アとイの合計点による評価値をもって行うものとする。

(2) 技術提案書の評価基準等

以下に示す項目を評価項目とする。

ア 配置予定技術者の経験及び能力に関する事項

配置予定技術者の過去に担当した業務の成績、専任性、継続教育の状況等

イ 企業の実績に関する事項

低入札価格調査の実績、過去に契約した業務の成績、業務に関する表彰実績等

ウ 業務の実施方針等に関する事項

業務の理解度、実施手順の妥当性

エ 技術提案に関する事項

総合的なコスト、工事目的物の性能・機能又は調査精度及び社会的要請に係る提案内容の的確性、実現性及び独創性

オ 技術提案の履行確実性に関する事項

業務内容に対応した費用の計上、配置予定技術者に対する適正な報酬の支払い、品質確保体制の確保、再委託先への適正な支払い

履行確実性を評価する場合の評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

評価点合計＝(配置予定技術者の経験及び能力の評価点＋企業の実績の評価点＋業務の実施方針等の評価点)＋(技術提案の評価点×履行確実性評価に基づく履行確実性度)

＜履行確実性評価に基づく履行確実性度：1.00～0＞

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は価格をもって入札する。上記(1)による評価値を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格(税抜き)の制限の範囲内であること。

(イ) 技術的要件のうち、必須の要求要件をすべて満たしていること。

イ 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

エ 上記イの調査及び落札者の決定方法等については、入札説明書によるものとする。

オ 技術提案の方法

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部署

〒010-8550 秋田県秋田市中通5丁目9番16号
東北森林管理局 総務企画部 経理課 支出係
電話：018-836-2186

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

入札説明書等は、下記の交付期間及び交付方法により入手するか、電子入札システム内の「入札説明書等ダウンロードシステム」の「案件一覧表示」から入札説明書等の必要な情報を入手すること。

ア 交付期間

令和7年4月28日（月）から令和7年6月4日（水）まで

イ 交付方法

原則としてインターネットを利用する方法により交付する。

（ホームページアドレス：<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/ippan.html>）。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和7年6月4日（水）17時00分とする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和7年6月2日（月）9時00分からとする。

イ 紙入札により入札する場合は、令和7年6月5日（木）10時00分までに東北森林管理局4階第1会議室へ入札書を持参すること。

ウ 開札は、令和7年6月5日（木）10時00分に東北森林管理局4階第1会議室において行う。ただし、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。

エ 紙入札方式による競争入札への参加に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除。

イ 契約保証金

請負代金の10分の1以上を納付する。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 積算内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を、電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに積算内訳書を提出すること。なお、詳細は入札説明書による。

積算内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。

また、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

なお、提出された積算内訳書は、必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5(1)に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3(2)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 本案件は、技術提案書等及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準(令和 5 年 6 月林野庁)による。

(9) 履行確実性を評価するために、技術提案書とは別に追加資料の提出を求めるとともに、履行確実性に関するヒアリングを実施する場合がある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

本公告に係る業務請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。

国有林野事業業務請負契約約款

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>

参考：東北森林管理局ホームページ掲載場所 ホームページ > 公売・入札情報 > 各種要領及びマニュアル)

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)をご覧ください。

(別添1)

競争参加資格確認結果書

1	工事（業務）名	令和7年度山地災害危険地区調査業務(岩手県・宮城県)
2	発注機関名	東北森林管理局
3	入札公告日	令和7年4月25日
4	競争参加資格確認結果通知日	令和7年5月15日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
(株)森林テクニクス	有	
(株)都市整備	有	
北光コンサル(株)	有	
国土防災技術(株)	有	

(備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合は「無」とすること。

2 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。

(別添2)

入札執行調書

調達案件番号(第003802001020250002号)					調達案件名称		令和7年度山地災害危険地区調査業務(岩手県・宮城県)			
業者名称	技術評価点					入札第1回			備考	
	総計	予定管理技術者の経験及び能力	企業の実績、能力、信頼性	業務の実施方針等	技術提案	履行確実性度	金額	評価値		順位
北光コンサル(株)	57	20	18	8	11	1	43,850,000	62.786	1	落札
国土防災技術(株)	57	20	18	6	13	1	44,970,000	62.168	2	
(株)森林テクニクス	55	20	18	6	11	1	43,750,000	60.842	3	
(株)都市整備	52	19	18	6	9	1	50,000,000	54.39	4	
(注)上記金額は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額である。										

入札執行月日
令和07年6月5日

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行官

山田 清美

立会・確認職員

関 文武

畑山 侑也

入札筆記書

調達案件番号

003802001020250002

調達案件名称

令和7年度山地災害危険地区調査業務(岩手県・宮城県)

業者名称	業者区分	入札第1回			結果
		金額	技術評価点	評価値	
北光コンサル(株)		43,850,000	57	62.786	落札
国土防災技術(株)		44,970,000	57	62.168	
(株)森林テクニクス		43,750,000	55	60.842	
(株)都市整備		50,000,000	52	54.39	

結 果

落札者決定

入札執行月日

令和07年6月5日

部 署

東北森林管理局

入札書比較価格 (税抜き) 54,330,000

予定価格 (税込み) 59,763,000

調査基準価格 (税抜き) 43,730,700

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名

山田 清美

立会・確認担当署名

関 文武 畑山 侑也

(別添3)

業務積算内訳書

令和7年度山地災害危険地区調査業務（岩手県・宮城県）

【業務】 東北森林管理局

業務費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接原価（電子成果品作成費・業務成果品費除く）	式	1		24,194,559	
各危険地区共通 予備調査（新規） 内業	h a	41	47	1,927	1号明細書 5頁
各危険地区共通 予備調査（新規） 外業	h a	41	3	123	2号明細書 6頁
各危険地区共通 予備調査（既指定危険地区） 内業	個所	553	7,715	4,266,395	3号明細書 7頁
各危険地区共通 予備調査（既指定危険地区） 外業	個所		2,548		4号明細書 8頁
各危険地区共通 調査主体の確認調査（既指定危険地区） 内業	個所	101	7,165	723,665	5号明細書 9頁
各危険地区共通 調査主体の確認調査（既指定危険地区） 外業	個所		7,889		6号明細書 10頁
山腹崩壊危険地区 調査範囲の確定調査（新規） 内業	h a	1	42	42	7号明細書 11頁
山腹崩壊危険地区 調査範囲の確定調査（新規） 外業	h a	1	28	28	8号明細書 12頁
山腹崩壊危険地区 調査範囲の確定調査（既指定危険地区） 内業	個所	138	7,136	984,768	9号明細書 13頁
山腹崩壊危険地区 調査範囲の確定調査（既指定危険地区） 外業	個所		14,204		10号明細書 14頁
山腹崩壊危険地区 危険地区調査（新規） 内業	個所	3	17,625	52,875	11号明細書 15頁
山腹崩壊危険地区 危険地区調査（新規） 外業	個所	3	6,975	20,925	12号明細書 16頁
山腹崩壊危険地区 危険地区調査（一部修正） 内業	個所	1	10,919	10,919	13号明細書 17頁

業務費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
山腹崩壊危険地区 危険地区調査（一部修正） 外業	個所	1	6,177	6,177	14号明細書 18頁
山腹崩壊危険地区 危険地区調査（小修正） 内業	個所	138	2,696	372,048	15号明細書 19頁
崩壊土砂流出危険地区 調査範囲の確定調査（新規） 内業	h a	34	42	1,428	16号明細書 20頁
崩壊土砂流出危険地区 調査範囲の確定調査（新規） 外業	h a	34	28	952	17号明細書 21頁
崩壊土砂流出危険地区 調査範囲の確定調査（既指定危険地区） 内業	個所	392	7,136	2,797,312	18号明細書 22頁
崩壊土砂流出危険地区 調査範囲の確定調査（既指定危険地区） 外業	個所		14,204		19号明細書 23頁
崩壊土砂流出危険地区 危険地区調査（新規） 内業	個所	5	40,613	203,065	20号明細書 24頁
崩壊土砂流出危険地区 危険地区調査（新規） 外業	個所	5	8,964	44,820	21号明細書 25頁
崩壊土砂流出危険地区 危険地区調査（一部修正） 内業	個所	1	27,285	27,285	22号明細書 26頁
崩壊土砂流出危険地区 危険地区調査（一部修正） 外業	個所	1	6,397	6,397	23号明細書 27頁
崩壊土砂流出危険地区 危険地区調査（小修正） 内業	個所	392	16,140	6,326,880	24号明細書 28頁
地すべり危険地区 危険地区調査（新規） 内業	個所	1	100,292	100,292	25号明細書 29頁
地すべり危険地区 危険地区調査（新規） 外業	個所	1	77,047	77,047	26号明細書 30頁
地すべり危険地区 危険地区調査（既指定危険地区） 内業	個所	23	44,190	1,016,370	27号明細書 31頁

業務費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
地すべり危険地区 危険地区調査（既指定危険地区） 外業	個所		72,790		28号明細書 32頁
各危険地区共通 調査表及び図面の作成（新規） 内業	個所	9	27,551	247,959	29号明細書 33頁
各危険地区共通 調査表及び図面の作成（既指定危険地区） 内業	個所	553	9,589	5,302,717	30号明細書 34頁
打合せ協議 打合せ（業務着手+中間打合せ+成果物納入） 中間打合せ1回	回	3	119,709	359,127	31号明細書 35頁
報告書等の作成	式	1		639,566	32号明細書 36頁
基準日額 岩手県	式	1		328,900	1号代価表 37頁
基準日額 宮城県	式	1		148,400	2号代価表 38頁
旅費交通費 現地調査・打合せ	式	1		126,150	3号代価表 39頁
電子成果品作成費	式	1		220,000 220,000	
直接原価（その他原価除く）	式	1		24,194,559 + 220,000 24,414,559	
その他原価	式	1	(20,248,511 * 53.85 / 100) * 1	10,903,000	
一般管理費等	式	1	(((((24,414,559 + 10,903,000) * 53.85 / 100) - 0))) * 1	19,018,000	
計画作成等業務価格	式	1		54,330,000 * 1 54,330,000	
業務価格	式	1		54,330,000 54,330,000	

業務費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
消費税相当額	式	1		54,330,000 * 10 / 100 5,433,000	
業務委託料	式	1		54,330,000 + 5,433,000 59,763,000	